

諮 問

第2次三朝町教育ビジョン策定審議会 様

教育基本法第17条第2項に基づき、三朝町の次代を担う子どもの育成について、三朝町の教育における基本方針及び目指す子ども像を明らかにする新しい教育ビジョンを策定したいので、調査、審議くださいますよう諮問します。

平成30年7月19日

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司